

## 看護職員の月平均夜勤時間数に係る

### 要件等の見直しと評価

骨子【I-2(2)】

#### 第1 基本的な考え方

看護職員の夜勤体制について、夜勤従事者を確保する観点等から、月平均夜勤時間数の計算方法の見直し及び基準に適合しなくなった際の評価方法等を見直す。

#### 第2 具体的な内容

1. 月平均夜勤時間数の算出にあたり、計算に含まれる者の要件を見直す。

| 現 行  | 改定案   |
|--|---|
| <p>[入院基本料の施設基準]<br/>                     カ 月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員数及び延べ夜勤時間数には、専ら夜勤時間帯に従事する者及び月当たりの夜勤時間数が16時間以下の者は含まない。<u>ただし、短時間正職員制度を導入している保険医療機関の短時間正職員については、月当たりの夜勤時間数が12時間以上のものを含むこと。</u></p> | <p>[入院基本料の施設基準]<br/>                     カ 月平均夜勤時間数の計算に含まれる実人員数及び延べ夜勤時間数については、次の点に留意すること。<br/>                     ① 専ら夜勤時間帯に従事する者は、実人員数及び延べ夜勤時間数に含まないこと。<br/>                     ② <u>夜勤時間帯に看護要員が病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合は、当該看護要員が夜勤時間帯に当該病棟で勤務した月当たりの延べ時間を、当該看護要員の月当たりの延べ夜勤時間（病棟と病棟以外の勤務の時間を含む。）で</u></p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>キ 月平均夜勤時間数の計算における夜勤時間帯の従事者数に含まれる看護要員が病棟勤務と外来勤務等を兼務する場合又はパート勤務者などの場合には、当該看護要員の病棟勤務の時間を常勤職員の所定労働時間により除して得た数を、夜勤時間帯に従事した実人員数として算入すること。</p> | <p>除して得た数を、夜勤時間帯に従事した実人員数として算入すること。</p> <p>③ <u>7対1入院基本料及び10対1入院基本料の病棟の実人員数及び延べ夜勤時間数には、月当たりの夜勤時間数が16時間未満の者は含まないこと。ただし、短時間正職員制度を導入している保険医療機関の短時間正職員については、月当たりの夜勤時間数が12時間以上のものを含むこと。</u></p> <p>④ <u>7対1入院基本料及び10対1入院基本料以外の病棟の実人員数及び延べ夜勤時間数には、月当たりの夜勤時間数が8時間未満の者は含まないこと。</u><br/><u>(削除)</u></p> |
|--|--|

2. 月平均夜勤時間超過減算の算定額を見直す。

| 現 行                                    | 改定案                                    |
|--|--|
| <p>【一般病棟入院基本料】<br/>月平均夜勤時間超過減算として、</p> | <p>【一般病棟入院基本料】<br/>月平均夜勤時間超過減算として、</p> |

|                                     |                                      |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| それぞれの所定点数から 100分の<br>20に相当する点数を減算する | それぞれの所定点数から 100分の<br>15に相当する点数を減算する。 |
|-------------------------------------|--------------------------------------|

3. 月平均夜勤時間数の基準のみを満たさなくなった場合に算定する夜勤時間特別入院基本料を新設する。

(新) 夜勤時間特別入院基本料

(1) 入院基本料の 100 分の 70 に相当する点数

(2) (1) の点数が特別入院基本料の点数を下回る場合は、特別入院基本料に 10 点を加えた点数

[算定可能病棟]

一般病棟入院基本料、療養病棟入院基本料 2、結核病棟入院基本料、精神病棟入院基本料

[施設基準]

- (1) 月平均夜勤時間が 72 時間以下であるという要件以外の施設基準は満たしていること。
- (2) 夜勤時間特別入院基本料を算定する場合は、医療勤務環境改善支援センターに相談し、相談状況に関する書類及び看護職員の採用活動状況等に関する書類を地方厚生（支）局長に提出すること。